

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

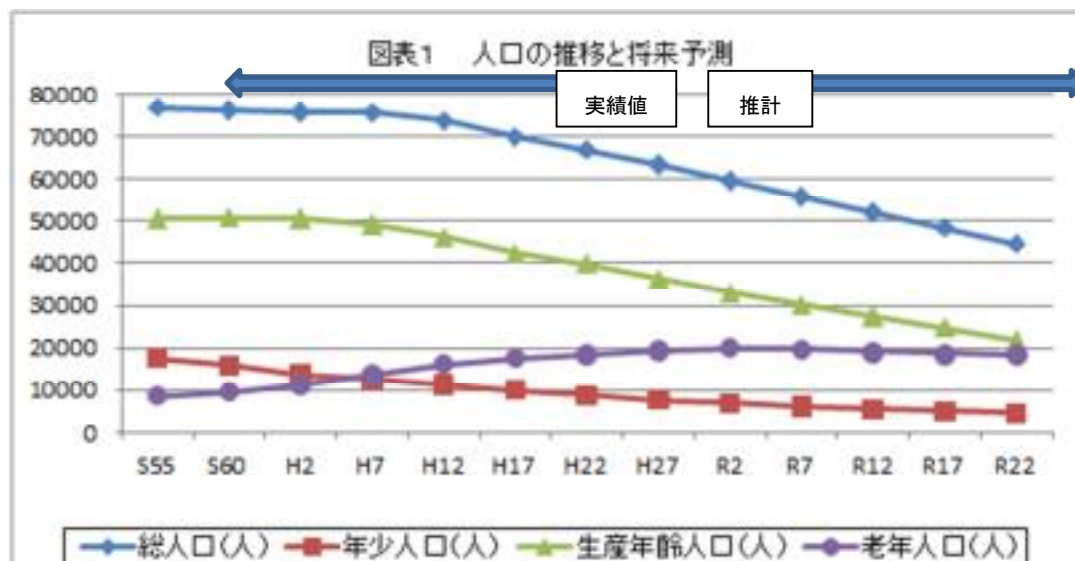
・ 秩父市の人口構造

秩父市は、平成 17 年 4 月 1 日に近隣の吉田町、大滝村、荒川村と秩父市の 1 市 1 町 2 村で合併して誕生した。人口の推移を合併前の旧市町村の合計を含めて過去 30 年間の国勢調査の結果で見ると、総人口は昭和 55 年の 76,873 人から、合併時の平成 17 年には 7,000 人弱減少し 70,013 人、平成 22 年には 66,939 人となり、この 30 年間で約 10,000 人もの人口減少となっている（図表 1）。

人口減少のスピードは、昭和 55 から 60 年は約 600 人、昭和 60 から平成 2 年は約 450 人、さらに平成 2 から 7 年は約 200 人とそれぞれ 5 年間で減少しているのに対して、平成 7 年から 12 年は 1,900 人弱、平成 12 から 17 年は 3,700 人強、平成 17 から 22 年は 3,100 人弱、直近の平成 22 年から 27 年でも 3,400 人の減少と、平成 12 年前後から人口減少が加速していることがわかる。

この人口推移をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の将来推計による平成 27 年から令和 22 年までの推計結果によると、平成 12 年以降の減少スピードが反映されていることもあり、令和 22 年には 44,719 人と、昭和 55 年からの 60 年でおおよそ 30,000 人もの人口減少が予想されている。

年齢 3 区分別では、総人口の推移と同じ傾きで生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加を続けているが、現状の変動状況のまま総人口が推移すると老年人口も減少に転じる見込みとなっている。

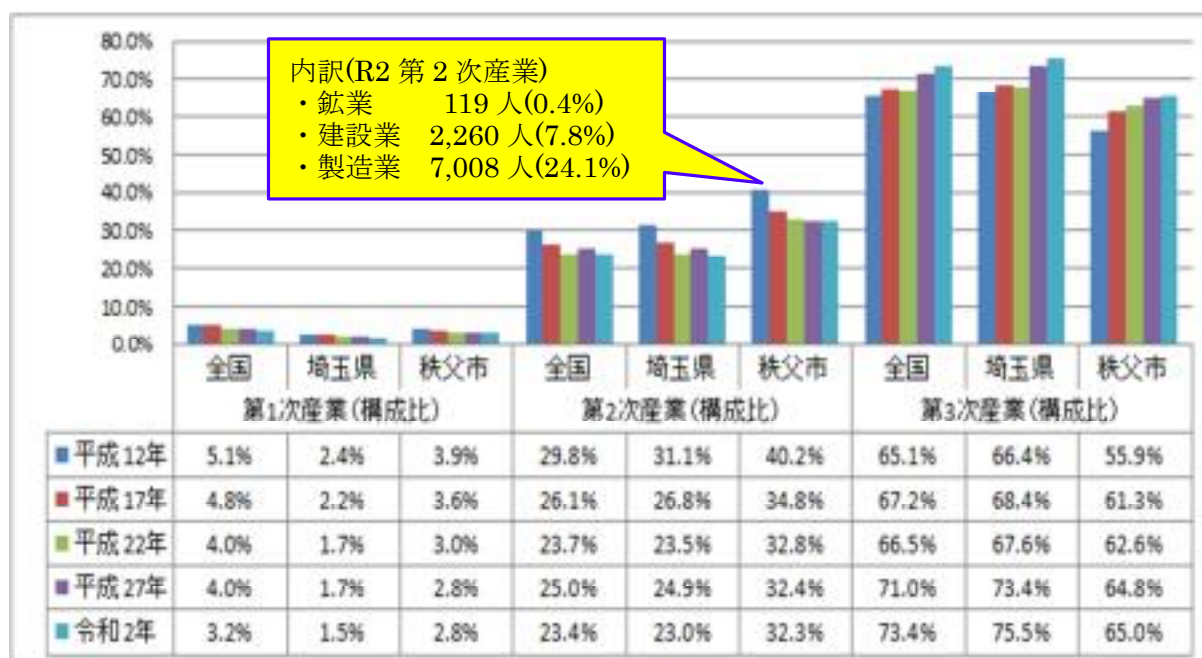


出典：国勢調査（年齢不詳を除く）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」

・産業構造

秩父市の産業構造を国勢調査における産業別就労人口でみると、全国や埼玉県に比べて、「第2次産業」の構成比が高く、30%を超える割合となっている。その中でも「製造業」（7,008人、24.1%）の割合が特に高く、地域の特色であるといえる。一方で、第2次産業の構成比は減少傾向であり、第3次産業の構成比が増加傾向にある（図表2）。

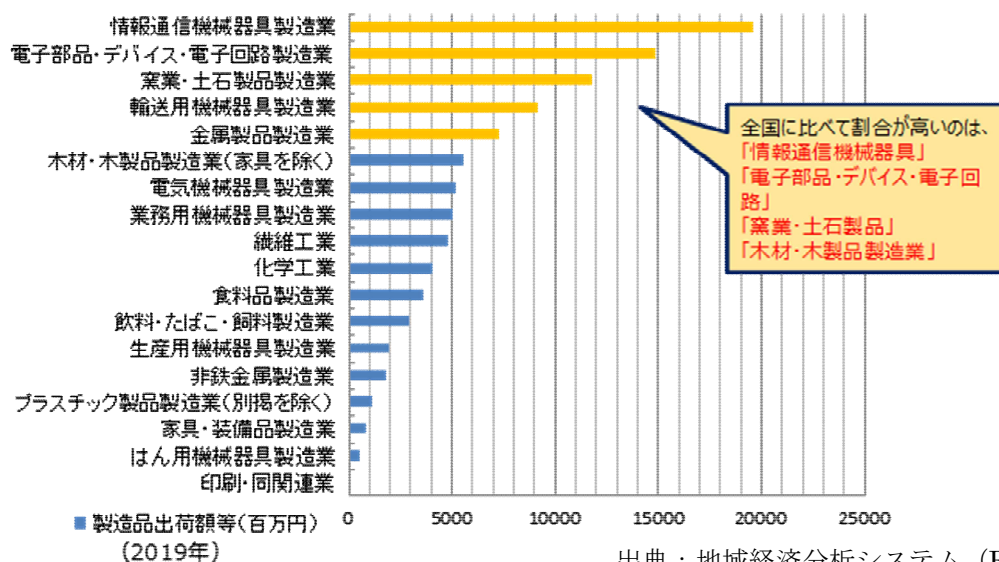
図表2 産業別就労人口の推移



出典：令和2年国勢調査

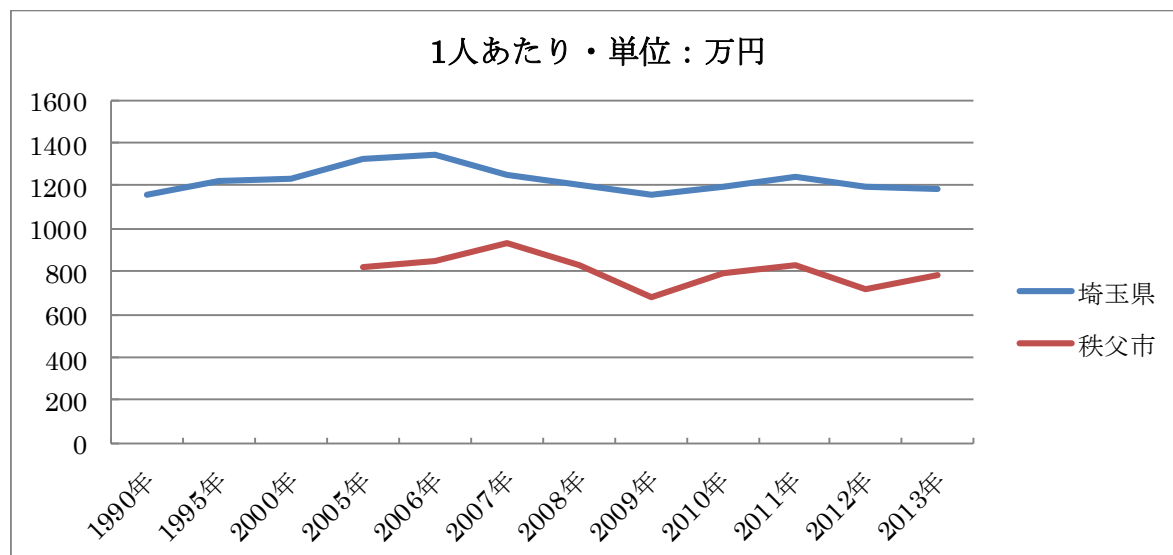
また、地域経済分析システム（RESAS）から秩父市内の製造品出荷額をみると「情報通信機械器具製造業」が最も多く、次に「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「窯業・土石製品製造業」、「輸送用機械器具製造業」、などが多くなっている（図表3）。

図表3 秩父市内の製造品出荷額



出典：地域経済分析システム（RESAS）

さらに、地域経済分析システム（RESAS）から秩父市内の製造業の一人あたりの労働生産性をみると埼玉県に比べて低い値となっている（図表 4）。



出典：地域経済分析システム（RESAS）

（２）目標

人口減少と少子高齢化が進行する状況の中、秩父市内の中小企業では従業員の確保難や生産設備の老朽化が経営上の課題となっている。このことから、設備の更新により労働生産性の向上を図り、生産能力等の増強、販路拡大などを通じ、経営の改善と雇用の確保につなげることが必要である。また、労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資を促進していくことも重要となる。

このため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく「秩父市先端設備等導入促進基本計画」（以下、「導入促進基本計画」という。）を策定し、市内中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、地域経済の更なる発展を目指す。

秩父市は、導入促進基本計画に沿って中小企業等から提出される先端設備等導入計画に対しては、積極的に認定する。

この実現のための目標として、計画期間中における先端設備等導入計画の認定件数の目標を 20 件とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

秩父市における産業構造を踏まえ、多様な産業の多様な設備投資を幅広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、「秩父市太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」に規定するように地域の環境及び住民意識と調和した適正な発電事業の実施を目的とすることから、自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立し設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、秩父市内全域とする。

（2）対象業種・事業

市内の産業は、多様な業種の中小企業及び小規模企業で占めており、それら企業の振興を図ることが生産性の向上にも繋がるため、本計画の対象業種は全ての業種を対象とし、本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

（令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。）

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・雇用安定への配慮

人員削減を目的とした取組を導入促進基本計画の認定対象としない等、設備の導入に伴う人員増が労働生産性の評価に不利とならないよう、雇用の安定に配慮

する。

- ・健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては導入促進基本計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

- ・市税等を滞納している者は、導入促進基本計画の認定対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。